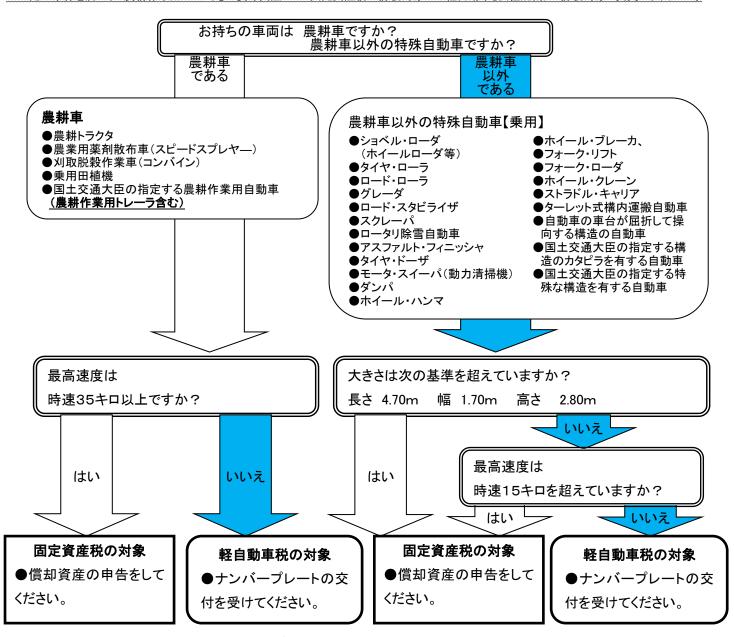
特殊自動車に係る課税の取り扱いについて

大型特殊自動車については、償却資産の申告が必要ですが、下記条件に該当する農耕作業用自動車や特殊作業車等については、小型特殊自動車に該当するため、軽自動車税の申告及び登録をしていただくようお願いします。(既に軽自動車として申告している場合は必要ありません。)

なお、地方税法上、小型特殊自動車は公道走行の有無に関係なく、所有すること自体で軽自動車税が課税されます。 ※一定の条件を満たす「農耕作業用トレーラ」は償却資産として固定資産税の課税対象から軽自動車税(種別割)の課税対象と変更となりました。



*** これまで固定資産税(償却資産)として申告されていた場合の申告手順 ***

1. 償却資産の抹消申告

種類別明細書(減少資産用)に必要事項を記入し、提出して下さい。

2. 軽自動車税の登録申告

印鑑、販売証明書(販売日の記載があるもの)、車体番号がわかるものをご持参の上、申告して下さい。